弁護士会の福利厚生

第7回 団体定期保険と団体扱制度のご案内 (最終回)

厚生委員会委員 笹浪 雅義 (41 期)

当会は、団体定期保険(団保)を運営し、また、生命保険団体扱制度も取り入れています。団保は当会が運営する死亡補償保険のことであり、団体扱制度は個々人の生命保険の保険料の引き落とし方法のことを言います。

今回は、この似たような名称でありながら、まったく異なる2つの制度について説明します。

1 団体定期保険(生命保険)

昭和44年に発足した伝統と実績のある団体定期保険(生命保険)です。

加入資格は会員だけではなく、配偶者及び会員が扶養するお子さんも加入することができます。加入対象は、69歳6カ月まで加入が可能で、継続更新に限り80歳6カ月と高齢になるまで加入ができます。保険金は、死亡または高度障害状態になった場合に最高2800万円まで支払われます。保険期間は1年ですが更新可能です。死亡保障のみの掛け捨て保険ですが、一般の生命保険に比べ保険料はかなり安くなっていますので、他の個人の保険と組み合わせることにより、厚い補償が実現できます。また、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として返還されているので実際の保険料負担はより低いものとなります(平成24年度の配当は23.06%でした)。

かつて保険金の最高額は4000万円まで設定可能でしたが、当会における加入率が35%を下回ったために、上限は前述のとおり2800万円となりました。これは、当会も比較的若い会員が増えましたが、会員の増加ほど保険の加入者が増えていないことによります。生命保険は若いうちには興味がわかないものですが、家族等のために将来を考える年齢になってくると、病歴等により保険に入ることができないという事態に陥る危険があります。当会の団保

は,一旦加入すると同じ保険金額で継続する場合には, 更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも 継続が可能です。

生命保険は、遠い将来のことと思わずに、健康で掛け 金も安い若いうちに入ることをお勧めします。

*団体定期保険の

加入・脱退・保険料支払い等に関する問い合わせ先 財務課 団体定期保険担当 TEL.03-3581-2208

*団体定期保険の 制度に関する問い合わせ先 会員課 厚生委員会担当 TEL.03-3581-2203

2 団体扱制度

当会では、会員に対する福利厚生の一環として下記の 生命保険会社と「団体扱保険料口座振替制度」(以下、 団体扱制度)を締結しています。

〔取扱保険会社〕

- ·第一生命保険株式会社
- · 三井生命保険株式会社
- ·明治安田生命保険相互会社
- ・住友生命保険相互会社

〔取扱条件〕

- ○契約者が本会会員の弁護士であること
- ○保険料の支払方法が月払であること
- ※既に取扱生命保険会社の契約にご加入の方も,

団体扱への変更可能。

この団体扱制度は,取扱生命保険会社の個人保険(前述の「団保」ではなく,生命保険会社と直接契約してい

る個人保険)に加入しており、或いは今後加入する場合、一定の条件を満たしていれば保険料が一般の加入より割安となる制度であり、該当の会員にはメリットのある制度となっています。

一方, 当会には, 口座振替保険料総額の1%を事務手数料として受領することができます。

ただ、団体扱制度は平成9年3月から運用開始していますが、保険会社にとって大きなメリットがあるわけではなく、当会としても積極的に会員への広報等を行ってこな

かったことから、7000名を超える会員数にもかかわらず、200名弱しか利用しておらず、先細りな状態となっています。会員の皆様のメリットのためにも、会財政への寄与という点からも、ぜひ積極的に団体扱制度への変更をお願いします。

*団体扱制度に関する問い合わせ先 会員課 厚生委員会担当 TEL.03-3581-2203

団体扱保険制度へ変更するには

個人で加入している保険の営業担当者に、東京弁護士会の会員なので団体扱保険に変更したいとお申出ください。その際に、東京弁護士会の団体コードを伝えると、より手続きがスムーズです。

また、契約者ご本人から、各社のコールセンターに問い合わせて手続きすることもできます。オペレーターに、 東京弁護士会の団体コード・証券番号を伝えてください。

後日、各社の担当者から、団体扱加入に関する書類の確認依頼がありますので、お手続きをお願いいたします。 会員課では、各社から会員の所属確認依頼があった場合は、随時対応しています。

※生命保険の種類によっては、団体扱保険に変更できないものもあります。団体扱保険とできるか否かは、各社へお問い合わせください。

生命保険会社のお問い合わせ先・団体コード一覧

	団体コード	コールセンター	受付時間
第一生命	150301-0	0120-157-157	月曜〜金曜:9:00 〜 18:00,土曜:9:00 〜 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)
三井生命	300573	0120-318-766	月曜〜金曜:9:00 〜 19:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
明治安田生命	894871	0120-662-332	月曜〜金曜:9:00 〜 18:00,土曜:9:00 〜 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)
住友生命	70321031	0120-307-506	月曜〜金曜:9:00 〜 18:00,土曜:9:00 〜 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除く)